

平成28年3月策定
(平成28年度～※令和3年度)

資料1-1

The Garden City

つなぐ、守山

「第3期守山市地域福祉計画」 活動指標進捗確認票

～重点事項～

令和3年度版（令和2年度実績）

計画最終年度は当初、令和2年度としていましたが、令和3年度までに延伸しています。

守山市地域福祉推進会議

令和3年8月5日

基本理念
誰もが住み慣れた地域で、
安心して暮らせる福祉のまちづくり

すべての市民が人としての尊厳をもち、住み慣れた地域の中で、年齢や障害の有無、家庭の状況に関わらず、安心して暮らせるまちをめざし、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に生きがいをもって参加できる地域社会を実現します。

行動指針
一人ひとりの出番があるまちづくり

市民一人ひとりに「活動の場（居場所）」と「出番」があり、人を支え、人の役に立つことに喜びや、いきがいを実感でき、隣近所、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者など様々な主体が参画する地域社会を実現します。

基本方針Ⅰ つながるまちづくり

隣近所、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者など様々な主体がつながることで、市民一人ひとりが支えられるまちづくりを推進します。

基本方針Ⅱ いきがいを感じるまちづくり

市民一人ひとりに「活動の場（居場所）」と「出番」があり、人を支え、人の役に立つことに喜びやいきがいを実感できるまちづくりを推進します。

基本方針Ⅲ 地域で暮らすまちづくり

市民一人ひとりが人としての尊厳を持ち、住み慣れた地域で自立して暮らすための基盤を整え、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

1 一人ひとりにみんなで寄り添うまちづくり

- ・ 民生委員・児童委員、福祉協力員の活動の推進支援
- ・ 総合的なネットワーク体制の整備
- ・ 民間事業者の地域とつながる社会貢献活動の促進
- ・ 地域ぐるみの見守り体制の構築
- ・ 認知症高齢者の見守り体制の構築
- ・ 住民同士が支え合える関係づくりの推進
- ・ 相談ネットワーク体制の整備
- ・ 災害時の避難行動要支援者支援体制の整備
- ・ 生活困窮者支援の推進
- ・ ひとり親家庭支援の推進
- ・ 介護者支援の充実

2 各地域の特色ある福祉のまちづくり

- ・ 市社協との連携・協働による地域福祉の推進

1 気軽に地域参加ができ、そこから交流の「わ」が広がるまちづくり

- ・ みんなが利用できる活動拠点の確保の支援
- ・ 地域への愛着を育む地域コミュニティづくり
- ・ 多様な地域の人財や社会資源を活かした地域福祉
- ・ 高齢者や障害者などの地域参加の場づくり
- ・ 子どもの社会性の醸成

2 一人ひとりの福祉への理解と関心を深め、みんなで支える福祉の推進

- ・ 市民意識の向上と福祉教育の推進
- ・ 学校における福祉教育の推進・インクルーシブ教育の推進
- ・ 人権意識の向上

3 楽しさと感動が共有できる活動への支援

- ・ ボランティア活動へのきっかけづくり
- ・ 福祉活動を行う上での基礎的な知識の向上と地域ボランティアの育成
- ・ ボランティア団体の交流・連携による福祉活動の促進

1 みんなが住みやすいまちづくり

- ・ 身近な相談活動の推進
- ・ 在宅医療と介護の連携
- ・ 支援を必要とする人の早期発見、早期支援への体制づくり
- ・ 自殺対策
- ・ 虐待などの暴力防止対策
- ・ 日常生活自立支援事業および成年後見制度の利用推進
- ・ 「終活」の促進
- ・ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ・ 生活の利便性の維持、向上
- ・ 住宅を中心としたコミュニティづくりの促進（多世代同居・近居の促進）

2 みんなが安心して福祉サービスを利用できる体制の整備

- ・ 苦情解決体制の整備
- ・ 第三者評価事業の導入の促進

基本方針Ⅰ つながるまちづくり

隣近所、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者など様々な主体がつながることで、市民一人ひとりが支えられるまちづくりを推進します。

成果指標	平成26年度(当初)	令和元年度(実績)	目標値(令和2年度)
困った時に頼れる人が近所にいると答えた市民の割合	57.8%	53.2%	70.0%
災害時の対応について家族や隣近所で話し合っている市民の割合	35.8%	32.9%	45.0%

1 一人ひとりにみんなで寄り添うまちづくり

日常生活の中で、課題を抱えている人や支援を必要としている人に気づき、見守りや気軽に手助けなどを行うことができるのは、隣近所など、身近に住む人です。日頃からのあいさつなどを通じて、顔見知りになるとともに、近所づきあいを通して住民同士が支え合える関係を築くことが大切です。また、隣近所だけでは解決できない課題は、住民同士のネットワークや、自治会などの住民組織や民生委員児童委員、福祉協力員などの福祉関係者との連携により、解決できる場合もあります。そのため、地域に暮らす一人ひとりが地域活動に積極的に参加し、隣近所から自治会、学区、市域へと住民同士が支え合える関係を広げ、多くの人とつながることにより、支援が必要な人の生活課題の早期発見と早期解決が図れる関係づくりを促進します。

所管課	施策の内容に沿った事業の名称	事業の目的	事業の内容	活動方針・指標			
				令和元年度の状況	計画実施にあたっての状況(令和2年度)	目標(令和3年度)	現状の課題と目標達成に向けた取組
市民協働課	「わ」で輝く自治会応援報償事業(「話」)	地域の特性を活かしたまちづくりが展開されるように、地域の自発的で自主的な活動をしっかりと支えるため、これらの取り組みを応援(報償)することによって、地域に寄り添った支援を行い、「自分たちのまちは、自分たちで守る、自分たちが創る」という自主自立の精神の更なる深化につなげていく。	地域の特性を活かしたまちづくり等を推進するため、市の総合計画に掲げる4つの「わ」を柱とする自治会応援報償事業により自治会活動を支援する 事業メニューは以下のとおり 「輪」・・・交通安全 「和」・・・防災、防犯 「話」・・・交流(生きがいつくり、多世代交流)、交流(地域のつながりづくり)、健康 「環」・・・ごみの減量化、再資源化、環境保全 その他・・・先駆け	令和元年度決算(「話」) 交流(生きがいつくり・多世代交流) 【誰もが気軽に集う居場所づくり】 ・自治会館開放・寺子屋・介護予防につながる取組等 64自治会 2,630千円 交流(地域のつながりづくり) 【コミュニケーションの機会の創設】 ・バス借上げ 27自治会 1,305千円 健康(健康づくり・生きがいつくり) 【元気で長生きするための健康づくり】 ・検診受診率向上の取組、健康づくりに資する事業等 65自治会 2,760千円	令和2年度決算(「話」) 交流(生きがいつくり・多世代交流) 【誰もが気軽に集う居場所づくり】 ・自治会館開放・寺子屋・介護予防につながる取組等 57自治会 1,920千円 交流(地域のつながりづくり) 【コミュニケーションの機会の創設】 ・バス借上げ 1自治会 90千円 健康(健康づくり・生きがいつくり) 【元気で長生きするための健康づくり】 ・検診受診率向上の取組、健康づくりに資する事業等 65自治会 2,380千円	71自治会全てにおいて取組を促進する。	令和元年度に、自治会のニーズ等を踏まえ事業メニューの見直しを実施した。より多くの事業を実施していただけるよう、自治会長からの相談に丁寧に対応するなど、自治会に寄り添った支援を行う。これにより、地域における共助の取組を更に促進する。 また、コロナ禍により、各自治会において例年通りの活動ができないことが課題である。そこで、令和3年度のみメニューとして「新型コロナウイルス感染症対策支援」を新設。感染対策に資する消耗品等の購入・活用を促進する。さらには、密にならないイベントやオンラインでの情報交換会等の新たな地域とのつながりの機会の創出を促進し、コロナ禍であっても自治会活動が継続できるよう支援する。
危機管理課 健康福祉政策課	避難行動要支援者対策	平常時から避難支援体制づくりなどの事前の準備を進め、災害時には、迅速に避難支援等を行うことにより、避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑える。	避難行動要支援者登録簿の作成と避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供を行い、地域の特性や実情を踏まえて、平常時の見守り、災害時の避難誘導体制づくりを促進する。 8月の地震災害総合訓練において要支援者名簿を用いた避難訓練を実施しました。 名簿情報の更新のため、令和2年1月に追加分の名簿情報の提供を行いました。 【全員の名簿】 6,683名 【同意者の名簿】 3,403名	5月の全学区自治会長会に出向き、避難行動要支援者名簿、支援について概要の説明等を実施。 8月の地震災害総合訓練において要支援者名簿を用いた避難訓練を実施しました。 令和3年2月に名簿情報の更新を行い、新たに同意確認を行った。 【全員の名簿】 7,087名 【同意者の名簿】 3,539名	緊急事態宣言解除後の6月の全学区自治会長会に出向き、避難行動要支援者名簿、支援について概要の説明等を実施。 8月の地震災害総合訓練において要支援者名簿を用いた避難訓練を実施。 市社協と連携を図り、市社協が実施している「見守り支え合い活動」や「自治会福祉部会の設置の推進」との一体的実施により避難行動要支援対策を推進していく。	避難行動要支援者名簿(全員の名簿)掲載者の内、より多くの方を避難行動要支援者名簿(同意者の名簿)へ掲載する。 また、地域の避難行動要支援者支援の取組みが進むよう、先進的な取り組み事例の情報収集および情報発信を行う。 また、自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員、自衛消防など地域の避難支援等関係者の連携を促進できるよう、研修会が学習会を開催するなど、一同に会する機会を創設する必要がある。	

2 各地域の特色ある福祉のまちづくり

市社協は地域福祉の核となり、地域のニーズや課題を把握し、対応していく専門機関であり、民間組織としての機動力や柔軟性を持ち合わせ、ボランティア活動や福祉活動を行う人材の育成など、非常に重要な役割を担っています。そのような市社協と連携・協働することにより、学区社協をはじめとした地域の福祉活動を支援し、地域のニーズに基づいた、各地域の特色ある地域福祉活動を積極的に促進します。

所管課	施策の内容に沿った事業の名称	事業の目的	事業の内容	活動方針・指標			
				令和元年度の状況	計画実施にあたっての状況(令和2年度)	目標(令和3年度)	現状の課題と目標達成に向けた取組
健康福祉政策課	社会福祉協議会活動推進事業	社会福祉法において、地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置づけられている市社会福祉協議会と連携・協働することで、様々な福祉施策の実施や課題の解決に対し、関係機関と協力して臨むことで、地域福祉活動を推進する。	社会福祉協議会が策定する「守山市地域福祉活動計画」と本計画とが連携して地域福祉を推進していくことにより、地域福祉活動を推進する。	市、市社協、学区社協がそれぞれ策定する計画を推進するにあたり連携して地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策についてともに考える場として市と社協合同で「学区懇談会」を実施しました。【参加者】地域福祉推進アドバイザー(大谷大学教授)、市社協、市健康福祉政策課、学区社協理事、大学生 計203名	地域共生大会を市と市社協共同で開催し、「循環型未来食堂 みんなの食堂」の取組をされている芹川の河童 川崎プロデューサーの講演会を実施 新型コロナウイルス感染症の影響により、貸付等を受けている困窮世帯に対し、市、市社協、フードバンクびわ湖との共催により食糧支援を実施。(12月、2月、3月)	市社会福祉協議会と施策の推進や課題について共有することが大切であることから、定期的な協議の場を持ち、地域福祉を進めていく。	地域福祉の推進には、市社会福祉協議会とこれまで以上に意思疎通が必要であることから、定期的な協議の場を設置し、連携を強化する必要がある。

基本方針Ⅱ いきがいを感じるまちづくり

市民一人ひとりに「活動の場（居場所）」と「出番」があり、人を支え、人の役に立つことに喜びやいきがいを実感できるまちづくりを推進します。

成果指標	平成26年度（当初）	令和元年度（実績）	目標値（令和2年度）
守山市をふるさとと感じている市民の割合	64.7%	57.7%	80.0%
仕事と家庭・地域生活の調和が図られていると思う市民の割合	41.7%	49.0%	70.0%

1 気軽に社会参加ができ、そこから交流の「わ」が広がるまちづくり

市民一人ひとりに活躍できる場があり、そこでの活動を通して、人を支え、人の役に立つことが、市民一人ひとりの喜びを生み、いきがいにもつながっていきます。このことを実現するため、市民、既存の地域組織・団体、ボランティア、NPOに加えて身近な民間事業者、退職者など、地域の多様な人を財産＝人財として地域福祉に巻き込み、これまで地域福祉にあまり関わりのなかった人たちの参加や活躍を可能にする環境づくりを推進します。また、地域福祉を担う人財に対する研修などの実施により、多様な地域の課題に対応できる市民参加の基盤整備に取り組みます。

所管課	施策の内容に沿った事業の名称	事業の目的	事業の内容	活動方針・指標			
				令和元年度の状況	計画実施にあたっての状況（令和2年度）	目標（令和3年度）	現状の課題と目標達成に向けた取組
長寿政策課 守山市社会福祉協議会	いきがい活動ポイント事業	ボランティア活動を通じた高齢者の社会参加および社会貢献による生きがいづくりを支援する。	ボランティア登録をした高齢者が、所定の施設で所定のボランティア活動（2時間程度）を行った際に、商品券等との交換や自治会等への寄付ができるポイントを付与する。	R1 登録者数 296人 活動人数（延べ）2,487人 （ポイント交付）3,919 受入施設69施設	R2 登録者数 301人 活動人数（延べ）1,415人 （ポイント交付）2,074 受入施設70施設	R3 登録者数 300人 活動人数（延べ）1,800人	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動できる施設に制約があるなか、活動可能な施設について、市社協と連携し、登録者に適切な情報提供を行う。
こども政策課 守山市社会福祉協議会	ファミリー・サポート・センターの運営	保護者の仕事と育児の両立を支援する。	育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と、援助を行うことができる人（まかせて会員）との相互援助活動に関する繋ぎの役割を果たす。	おねがい会員 582名 まかせて会員 165名 両方会員 43名 活動実績 1,640回	おねがい会員 598名 まかせて会員 155名 両方会員 38名 活動実績 1,383名	おねがい会員 562名 まかせて会員 211名 両方会員 55名 活動実績 2,519回	年々おねがい会員数が増加していることから事業の需要が増加していることが分かる。 これに対応するため、まかせて会員数の増加を目的に定期的な広報活動等を実施する中で周知を徹底するとともに、研修や会員同士の交流の場を設け、まかせて会員の方が活動しやすい環境作りを行う。 補助金の助成回数の上限に達し、補助金の助成が受けられなくなった場合でも、活動が続けられるよう、資金調達方法の模索など、自立に向けたサポートをしていく。
市民協働課	守山市市民提案型まちづくり推進事業	住みやすさと活力に満ちた地域社会の実現を目指すため、市民公益活動団体が自主的、自発的に取り組むまちづくり活動を支援する。	応募団体からのまちづくり活動に関する提案を審査し、採択したものに對してその活動に必要な経費を、三つの区分「きっかけづくり事業」「ステップアップ事業」「自立事業化前提型事業」の設定金額に応じて助成する。	14団体 1,690千円 内福祉団体5団体 588千円 （障がい者・子ども・高齢者）	8団体 1,768千円 うち福祉団体3団体 1,150千円 （子ども・高齢者・生活困窮者）	引き続き助成を行うと共に、自立してまちづくり活動を行う団体を増やしていく。	

2 一人ひとりの福祉への理解と関心を深め、みんなで支える福祉の推進

福祉の支援が必要な人やそうでない人が、住み慣れた地域で共に生活し、誰もが安心して暮らせる地域福祉を進めるために、市民一人ひとりが主体的に協力し合い、相互に理解し合うことが必要です。そのため、生涯学習活動として地域福祉活動に関する講座や出前講座を活用した学習を推進します。また、地域においては人権と福祉のまちづくりに関する学習や世代間交流事業などを積極的に取り入れ、地域福祉に関する学習機会の充実に努めます。

所管課	施策の内容に沿った事業の名称	事業の目的	事業の内容	活動方針・指標			
				令和元年度の状況	計画実施にあたっての状況（令和2年度）	目標（令和3年度）	現状の課題と目標達成に向けた取組
人権政策課	社会人権教育推進事業	自治会の人権・同和問題学習会をはじめ各種人権研修会などを通して人権と福祉のまちづくりを推進しようとする意識を高める。	①自治会の人権・同和問題学習会を開催し、住民の意識を高める。 ②広報紙「ふれあいもりやま」を発行。 ③「ふれあいもりやま展」を開催。	①自治会人権・同和問題学習会 R1 71自治会中 70自治会143回 5,309人参加 （新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、9回の学習会が中止） ②年2回発行 ③ふれあいもりやま展来場者数 R1 668人 取組点数13,457点	①自治会人権・同和問題学習会 R2 71自治会中 62自治会91回 【研修会の開催：39回 1,212人参加 人権啓発資料の回収や全戸配布など：52回】 ②年2回発行 ③ふれあいもりやま展来場者数 R2 695人 取組点数13,295点	①自治会人権・同和問題学習会に参加する若年層を増やし、多様な層の住民の人権意識の向上を図る。 ②多くの市民に広報紙「ふれあいもりやま」を読んでもらえるよう、紙面構成を工夫する。 ③「ふれあいもりやま展」の来場者、取組数を増やし、より多くの市民に人権について考えてもらう機会を設ける。	①参加者が固定化し、若年層の参加が少ないため、自治会が新しい層や若年層の参加を促すことができるよう、子ども会行事やごみ分別に関する説明会と合わせて実施するなどの工夫について助言する。 新型コロナウイルス感染症の影響により学習会を実施することが難しい自治会に対し、回収・配布いただける資料や、各家庭で視聴いただける無料動画の情報を提供する。 ②見やすく読みやすい広報紙となるよう、紙面構成や内容を工夫する。 ③より多くの市民に取り組んでいただけるよう、広報、ホームページ、有線放送等で周知を図る。

3 楽しさと感動が共有できる活動への支援

市社協が設置する守山市ボランティアセンターの事業を支援し、ボランティア活動への参加を希望する市民に、各団体の情報提供や相談、養成講座や研修会などを行い、市民一人ひとりのやる気がボランティア活動につながる取組を促進します。

所管課	施策の内容に沿った事業の名称	事業の目的	事業の内容	活動方針・指標			
				令和元年度の状況	計画実施にあたっての状況（令和2年度）	目標（令和3年度）	現状の課題と目標達成に向けた取組
守山市社会福祉協議会	市民への啓発、ボランティアの育成および支援、斡旋 若者・青少年のボランティア活動への参加・促進 社協だよりの発行 ボランティアセンターの運営	ボランティア活動を発展させる。	第3次地域福祉活動計画に基づき ①ボランティア活動発展の基盤整備・ボランティアセンターの充実 ②超高齢社会における地域福祉活動の担い手づくり ③ボランティア養成の広報啓発活動の充実 ④若者の力を活かした地域福祉活動の展	若者の出番づくり事業R1実績1学区9自治会 ・災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催 ・ファミリー・サポート・センターまかせて会員養成講座の開催 ・ファミリー・サポート・センターまかせて会員ステップアップ講習会の開催	・災害ボランティアコーディネーター会議の開催(2回開催)。登録ボランティア22名。 ・生活支援ボランティア養成連続講座の開催(4回講座)。講座終了後、生活支援ボランティア活動の立上げに向けて準備会を実施(登録ボランティア12名)。	・広報活動等事業の継続 ・継続して会議を開催し、各研修会等を通して資質向上に努める。	・若者の出番づくり助成事業の継続実施。 ・コーディネーターの役割を明確にするともに、活動の継続をどう工夫するか。 ・若い世代のボランティア活動への参加促進。

基本方針Ⅲ 地域で暮らすまちづくり

市民一人ひとりが人としての尊厳を持ち、住み慣れた地域で自立して暮らすための基盤を整え、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

成果指標	平成26年度（当初）	令和元年度（実績）	目標値（令和2年度）
障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちと思う市民の割合	34.4%	28.4%	50.0%
高齢者が暮らしやすいまちと思う市民の割合	35.9%	32.9%	50.0%
安心して子どもを産み育てられるまちと思う市民の割合	46.4%	49.4%	51.0%

1 みんなが住みやすいまちづくり

生活相談、子育て相談、健康上の困りごと相談など様々な相談を受け付ける窓口や、地域に向いて気軽に相談ができる「すこやか訪問事業」を引き続き実施するなど、相談窓口の充実を推進します。また、各種相談を通じて課題の早期発見に努め、相談者に寄り添った適切な支援を行います。

所管課	施策の内容に沿った事業の名称	事業の目的	事業の内容	活動方針・指標			
				令和元年度の状況	計画実施にあたっての状況（令和2年度）	目標（令和3年度）	現状の課題と目標達成に向けた取組
地域包括支援センター	①地域包括ケアシステムの構築にかかわる業務 ②「守山顔の見える会」の開催を通じた多職種の連携推進	①高齢者ができるかぎり、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、さまざまな職種が連携し、地域包括支援ネットワークを構築する。 そのために、現在、直営1箇所である地域包括支援センターを、「委託型」として3箇所（北部地区・南部地区・中部地区）、「基幹型」として市に1箇所を設置する。 基幹型センターおよび委託型センター間の役割分担・連携を強化することで、より効果的かつ効果的に運営することで、包括的な支援の機能強化を図る。 ②在宅医療・介護を支えるさまざまな職種の連携強化や、在宅療養を支援するサービスの周知啓発を推進することで、在宅医療・介護の基盤の整備に努める。	①地域包括ケアシステム推進の要となる地域包括支援センターを、現在の直営1ヶ所から、複数個所の設置とし、民間事業者に委託することで、高齢者の身近な地域における相談支援体制の充実を図る。 なお、設置にあたっては、国の基準より、概ね人口2万人から3万人に1箇所設置することを目安に、市の人口、高齢者数、財源の状況等を勘案し、3箇所設置とし、段階的に設置個所を増やす。 また、地域包括ケアシステムの推進を図るため、施策の立案や各地域包括支援センターを統括する基幹型の地域包括支援センターを設置し、さらに細やかな支援ができる体制づくりを推進する。 ②在宅医療・介護連携の推進 【市民への啓発】 広報・講演・出前講座等を通じて、在宅医療・介護サービスの普及啓発を推進する。 【関係者のネットワークづくり】 地域の医師や歯科医師、訪問看護師、介護支援専門員など、さまざまな職種による研修会を開催し、顔の見える関係づくりを推進する。	①平成28年10月に北部地区地域包括支援センターを、平成31年4月に南部地区地域包括支援センターを開所した。また、3か所目の中部地区地域包括支援センターの開設に向け、委託時期や設置場所等について検討を行い方針を決定した。 ②在宅医療・介護連携の推進 ・在宅医療・介護連携推進協議会の開催 年3回 ・守山顔の見える会の開催 年6回 ・看取りケア研修会の開催 年3回 ・在宅医療・看取りに関する講演会の開催 174人（令和元年11月30日） ・エンディングノートの配布 1,032冊/年 ・在宅医療・介護連携に関する相談相談件数：547件 ・在宅療養・看取りおよび在宅医療・看取りに関する意識調査の実施	①市内3か所目となる中部地区地域包括支援センターの開所（令和3年4月）に向けて、委託業者の選定、委託業者への研修・引継ぎを行った。 ②在宅医療・介護連携の推進 ・在宅医療・介護連携推進協議会の開催 年2回 ・守山顔の見える会の開催 年2回 ・看取りケア研修会の開催 年2回 ・在宅医療・看取りに関する講演会の開催 65人（令和2年12月26日） ・エンディングノートの配布 1,022冊/年 ・在宅医療・介護連携に関する相談相談件数：654件 （コロナの感染状況により事業の縮小見直し対応をした）	①3圏域へ委託型の地域包括支援センターの設置を完了したため、基幹型と圏域の役割分担・連携を強化し、さらなる地域包括支援センターの機能充実を図る。 また、令和6年度の次期委託に向けて、各圏域の運営について課題の整理を行い、今後の方向性を検討する。 ②平成26年度、27年度に実施した「在宅療養・看取りに関する意識調査」および令和元年度に実施した「在宅療養・看取りに関する意識調査」の結果を比較分析し、実施事業の評価を行い、在宅療養・在宅看取りに関する課題解決に向けた施策を検討する。	①平成28年10月に北部地区地域包括支援センター、平成31年4月に南部地区地域包括支援センター、令和3年4月1日に中部地区地域包括支援センターを委託により開設した。基幹型と圏域の役割分担・連携を強化し、さらなる地域包括支援センターの機能充実を図る。 また、令和6年度の次期委託に向けて、各圏域の運営について課題の整理を行い、今後の方向性を検討する。 ②意識調査の結果等から、課題を明らかにすることで、課題解決に向けた施策を検討していく。
長寿政策課	介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）	住み慣れたこの家、このまちで元気に暮らしたいという住民ニーズをかなえるため、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりの促進、また、住民主体の多様な生活支援サービスの充実を図り、要支援状態からの自立の促進や重症化を予防する。	要支援1、2認定者および新規利用希望者へ訪問型・通所型サービス（現行相当・緩和型）の制度周知および制度移行を行う。 生活支援コーディネーターを中心に協議体等を活用し、高齢者が地域の中で出番・役割・生きがいを持てるような場や機会を作り出していく。 また、生活支援サービスの創設、既存活動者の協力を得ながら生活支援サービスの充実を図る。	・消費税率改正に伴う報酬改定の実施 ・地域共生社会実現に向けて、厚生労働省職員を講師に招き講演会を開催 ・学区ごとの協議体において、カフェ等の居場所づくりやアンケートの実施による地域課題の把握等が行われた。	・総合事業において、訪問型サービスA（生活援助サービス）の事業所が1事業所となった。 ・生活支援体制整備事業において、各学区の協議体で、サービス・相談先一覧表の作成、生活支援ボランティアの仕組みづくりに向けた検討等が行われた。 ・第1層協議体を、「守山の福祉を考える会」として、本格設置を行った。	【総合事業】 ・訪問型サービスAにおいて、安定した提供体制の確保に努める。 【生活支援体制整備事業】 ・第2層協議体では、高齢者の生活支援に向けたボランティアの体制づくりを始めている学区もあることから、具体的な取組の実施につながるよう支援を行う。 ・第1層協議体では、市域全域に係る課題の抽出、把握を行い、取組の方向性について検討する。	【総合事業】 ・事業者との情報交換により、課題の把握、受け入れ体制の維持に努める。 【生活支援体制整備事業】 ・高齢者の主体的な活動を支援するため、補助制度を創設し、財政的な支援を行う。
生活支援相談課	生活困窮者自立支援事業	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、相談など包括的、継続的な支援を行うことにより、生活保護に陥る前の段階にある人の自立の促進を図る（第2のセーフティネット）。	①自立相談支援事業 ②住居確保給付金支給事業 ③就労準備支援事業 ④家計改善支援事業 ⑤子どもの学習・生活支援事業 ⑥ひきこもり支援事業	①延相談人数 686人 ②実支給人数 2人 ③延相談人数 95人 ④延相談人数 77人 ⑤実利用者数 13人 ⑥延相談人数 80人	①実相談人数667人、延相談人数1,070人 ②実支給人数54人、延支給件数237件 ③実相談人数7人、延相談人数75人 ④実相談人数13人、延相談人数38人 ⑤実利用者数11人、延参加人数139人 ⑥実相談人数22人、延相談人数65人	新型コロナウイルス感染症の状況を注視するとともに、相談者の悩みに対して寄り添った相談を実施し、必要な支援制度を案内していく。また引き続き、困窮からの脱却に向け、本人と課題を共有し、法テラスの巡回相談を効果的に活用するなか、自立に向けた支援に取り組む。 さらに、重層的支援体制の枠組みの中で、あらゆる相談を受け止め、相談者に寄り添った支援を行うとともに、重層的支援会議を実施することで、制度の狭間にあるケースや複雑なケースに対応できるよう努める。	制度の狭間にあるケースや複数の課題を抱えているケースに対して支援が行き届いていなかったことから、相談、連携、支援における機能を強化し、相談支援体制の充実を図る。また、世代や属性を問わず相談を受け、関係機関との連携やアウトリーチ事業を実施していく。

基本方針Ⅲ 地域で暮らすまちづくり

市民一人ひとりが人としての尊厳を持ち、住み慣れた地域で自立して暮らすための基盤を整え、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

成果指標	平成26年度（当初）	令和元年度（実績）	目標値（令和2年度）
障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちと思う市民の割合	34.4%	28.4%	50.0%
高齢者が暮らしやすいまちと思う市民の割合	35.9%	32.9%	50.0%
安心して子どもを産み育てられるまちと思う市民の割合	46.4%	49.4%	51.0%

2 みんなが安心して福祉サービスを利用できる体制の整備

福祉サービス提供事業者自らが、提供する福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者がサービスを適切に選択するための情報が十分に得られるよう、積極的に第三者評価事業の導入を進めます。また、福祉サービス提供事業者に対し、必要に応じてサービス内容に関する情報の提供を求めるなど適切な運営指導を推進します。

所管課	施策の内容に沿った事業の名称	事業の目的	事業の内容	活動方針・指標			
				令和元年度の状況	計画実施にあたっての状況（令和2年度）	目標（令和3年度）	現状の課題と目標達成に向けた取組
健康福祉政策課	社会福祉法人指導監査	所轄している福祉法人に対し、社会福祉事業実施施設への第三者評価制度の導入を勧める。	所轄している社会福祉法人に対し、現地監査の実施に際して、第三者評価制度の導入を推奨する。	【指導監査実施状況】 令和元年度 3法人／8法人中 2～3年のローテーションを組み、適正に指導監査を実施している。 【第三者評価制度導入状況】 令和元年度時点 3法人／8法人中	令和2年度は2法人の指導監査を実施する予定であったが、新型コロナウイルスのまん延状況を踏まえ、令和3年度に延期することとした。 【第三者評価制度導入状況】 令和2年度時点 3法人／7法人中 (福)ひかり会はR2.11に県へ移管)	所轄法人における第三者評価制度の100%実施を目指す。	引き続き、100%を目指し、指導監査時に、第三者評価制度導入の必要性を説明し、理解を得る中で導入を勧める。
介護保険課	各高齢施設への導入の促進	福祉サービス事業者の組織運営とサービスの提供内容について、その透明性を高め、サービスの質の向上と改善を図るために、第三者評価等を進め、利用者が安心して福祉サービスを受けることができることを目的とする。	滋賀県健康福祉サービス第三者評価システムを積極的に活用して第三者評価事業の導入を進める。 サービス提供事業者に対し、必要に応じてサービス内容に関する情報の提供を求めるとともに、事業所や施設などと連携を図りながら適切な運営指導を行う。	令和元年度 介護保険サービス自己評価39事業所・施設	令和2年度 介護保険サービス自己評価34事業所・施設	第三者評価等の実施を進めることにより、サービスの質の向上と改善を図り、サービス利用者が安心して、利用できることを目指す。	事業所により毎年自己評価および2年に一回外部評価が行われており、評価内容をもとに適切な運営指導を推進し安心して福祉サービスを利用できるようにする。
障害福祉課	各障害施設への導入の促進	福祉サービス事業者の組織運営とサービスの提供内容について、その透明性を高め、サービスの質の向上と改善を図るために、第三者評価等を進め、利用者が安心して福祉サービスを受けることができることを目指す。	滋賀県健康福祉サービス第三者評価システムを積極的に活用して第三者評価事業の導入を進める。 サービス提供事業者に対し、必要に応じてサービス内容に関する情報の提供を求めるとともに、事業所や施設などと連携を図りながら適切な運営指導を行う。	障害福祉サービス提供事業所に対し、必要に応じて連絡を取り、サービス内容や請求内容について情報提供を求め、適切な運営及び請求が行われるよう努めた。	障害福祉サービス提供事業所に対し、必要に応じて連絡を取り、サービス内容や請求内容について情報提供を求め、適切な運営及び請求が行われるよう努めた。	引き続き、情報提供等を行っていく。	各施設に対して第三者評価実施の導入を促進する。
保育幼稚園課	各児童福祉施設への導入の促進	利用者がサービスを適切に選択するための情報提供を行うとともに、保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する。	滋賀県に登録されている第三者評価機関による健康福祉サービス評価調査を実施する。	1施設／14施設中で実施しました。	1施設／14施設中で実施しました。	2施設以上の実施を目指す。	保育所等の児童福祉施設は、毎年、滋賀県から運営・管理に関する監査を受けることから、第三者評価の実施が進まない状況にある。各施設に対しては、必要性を含め、情報提供の中で理解を得て、実施要請を行っていく。